

北海道告示第 11580 号

昭和 49 年北海道告示第 3906 号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。ただし、令和 5 年 12 月 7 日以前に締結された共済契約については、なお従前のとおりとする。

令和 5 年 12 月 8 日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 法第 104 条第 2 号に掲げる漁業の厚岸区域（厚岸漁業協同組合の地区）の項を次のように改める。

厚岸区域（厚岸漁業協同組合の地区）

- 1 ほたて貝けた網漁業
- 2 総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるいか釣り漁業
- 3 総トン数 3 トン以上 20 トン未満の漁船によるかにかご漁業
- 4 かれい刺し網を主とする小型漁船漁業
- 5 たこ空釣縄を主とする小型漁船漁業（総トン数 10 トン未満の漁船によりはえ縄を使用してたこをとることを主として営む漁業をいう。以下同じ。）
- 6 つぶ（えぞぼら貝）かごを主とする小型漁船漁業（総トン数 10 トン未満の漁船によりかごを使用してえぞぼら貝をとることを主として営む漁業をいう。）
- 7 えびかごを主とする小型漁船漁業
- 8 総トン数 10 トン以上 14 トン未満の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業及び総トン数 10 トン以上の漁船によるさんま棒受網漁業
- 9 小型漁船漁業（1 及び 3 から 7 に掲げる漁業以外の漁業をいう。）
- 10 小型定置漁業